

# 「しらす」と「うしはく」二語に對する本居一派の

## 態度

星野 日子 四 郎

本居宣長が、「しらす」と「うしはく」二語に就いて、相違があらうと云はれたことは、古事記傳(十四)の左の説明に徴しても認められることは云ふ迄も無い、翁は曰く、

宇志波祈流は主として其處を我物と領居るを云但天皇の天下所知食しうじくことなどを、宇志波伎坐と申せる例はさらに無ければ、似たる事ながら、所知食など、云とは差別ちがひあり(全集、卷一、七七五頁)。

翁は唯是れ丈のことしか云つてをられぬ、決して後世の學者が、こゝから敷衍して、「しらす」とは「仁徳を以て天下を治むる」意(即ち王道)「うしはく」は「暴力を以て天下を治めてをる」意「即ち霸道」であると云ふ様なことは本居翁は一言も云つて居られぬ、のみならず古事記傳の同所に、「猶考ふ可し」と迄附け加はへて居らるゝのは、流石に翁がごこ迄も學者的態度を失はないと云ふ点に於て、大に吾人の敬意を拂ふに價すると云ふことをも思はしめて、眞にゆかしく思はれる、然のみならず、古事記傳の此事の説明を一見するに「宇志波祈流は主として其處を我物と領居るを云」と云はれて「うしはく」といふ語の説明に「しる」領居しんぐの語を以てし、論理學上の主語「うしはく」を説明すると「しる」を客語として用

ひられてをるのを見ると「しらす」と「うしはく」とはその語の範圍、性質に多少の分別の存するものあることは之を許すとすも、此二語が井上毅氏の會て云はれた如く、「雲泥水火の相違がある」とは、到底本居翁の説明からは推論されないのである、何となればそれ程氷炭相容れない二語であるならば、その一を説明するに他の一を用ふると云ふことは全然不可能の事であるからである、故に今本居翁が「うしはく」を説明するに「しらす」又は「しる」を用ひられてをると云ふことは本居翁の立場からイマネント、クリチシズムを以て考察するも、此二語を今日學界の或一部の人士が思惟してをる様に、天地霄壤の別、雲泥月窟の差があるものとは、翁も思はれて居なかつたのではなからうか、(勿論此二語の間には何等かの相違はあるだらうと翁自らも云はれては居るが)余は古事記傳の此文も先づ此位の所に解して置きたいと思ふのである。

扱これは先づ此位にして置いて、彼の古訓古事記の跋を見るに、當時古事記の世に誤讀されて居るのを憂へて、本居大平に請ひて本居宣長の訓讀に従つてそのよみを訂し、之を古訓古事記として、世に公にすることを主として引受けた肥後の人長瀬眞幸(不思議にも井上毅と同藩)が自らそれに跋を書いて、如此云者、道之肥後國所領細川君爾世々奉仕長瀬眞幸と云つてをる。則ち肥後の國の大名細川氏のことを肥後國を「しらす」(所領)と云つて天皇でない一侯伯に本居翁の學風の謳歌者たる一の學者が「しらす」を使用してをると云ふことは、井上毅氏一派の學者の立場からは實に驚く可き事であつて彼の長瀬眞

幸一人のみならず、此跋は本居大平も必ず一讀してをるに違ひが無いから、若し「しらす」は必ず天皇以外には使用す可からざるものであると云ふことが本居翁以來の定論であつたならば、長瀬眞幸が縱令それ程の學識無く、不注意に「しらす」を臣下たる一大名に使用したとしても、本居宣長の學を承繼した大平の爛眼は、必ずそれに氣附いて長瀬にそれを書き改めさせさうなものであると思ふ、而も事此に出でずして長瀬の此文をそのまま本居大平が看過してをると云ふことは、本居翁を承繼した大平を初め、その外の本居學派の人々にして翁の死を距ることまだ遠く無い諸弟子の中には、それ程「しらす」と「うしはく」二語の區別が意識されて居なかつた反證では無からうかと思ふ。而て長瀬眞幸の此跋は享和三年に出でたのであつて、本居宣長の死は享和元年であるから、本居翁が長瀬の此跋を恐らく見て居られなかつたらうとは思ふ、それだから、本居翁がその一門下生が「しらす」を臣下たる一大名に使用したことを知つて而もそれを看過されてをつたとは斷言出來ぬが、本居宣長を繼承した大平はその事を漫然看過してをつた位に、本居門下の人に「しらす」と「うしはく」の二語が甚しき相違あるものとは認められて居なかつたのでは無からうか（縱令此二語の間何等かの差あるにしても、それは本居翁の注意された通りに）。

右偶々古訓古事記の跋を讀みて油然として湧き來つた此疑問を摘記して、近來學界でその研究が盛に發表され結論の雌雄が争はれてをる此「しらす」と「うしはく」兩語の異同に關する論戰に余も參加した次第である、先覺能く後進の蒙を啓かる、勞を吝まる、事無くんば獨り余の幸福のみでは無からう。

次ぎに此の問題とは直接關係はしないが偶吾妻鑑を讀んだら「しらす」を臣下に使用した一例に接したから参考の爲め左に之を示さう。吾妻鑑に曰く

文治三年七月廿七日 丙寅 信濃國善光寺、去治承三年廻祿後、有再興沙汰之間、殊可加合力之由、被仰付諸人云々

其狀云 下 信濃國庄園公領沙汰人等所可早結縁、助成善光寺造營間、土木人夫事

右件寺靈驗殊勝伽藍也、草創年舊堂宇破壞、加之、動有火災之難、礎石之外、更無殘、有情之輩、何不歎、此事早、國中、不云庄園公領、一味同心與力、於勸進上人土木之間、勵出人夫、令終其功、若不奉加此功之者、不可有所知領掌之儀之狀、如件、 以下、 文治三年七月二十七日

廿八日 丁卯 善光寺造營間事、令下知信濃國御家人、給之上、被仰當國目代云々  
其奉書云

善光寺造營之間、國中さうく、さいはず、人夫をいだして力を加ふ可きよし、御下ぶみたび候ひぬ、もこの所知などしらせ給候て、與力せさせ給り候べく候このたび不奉加の人は、所知をしらざりけりと、おぼしめさん 七月廿八日 僧

信濃御目代殿

(吾妻鑑、卷七、十九)

そこで「しらす」とは仁徳を以て天下を治めることを意味すと解する時は頼朝の鎌倉覇府配下の地方侯

「しらす」と「うしはく」二語に對する本居一派の態度（星野）

一四

伯皆な「しらす」政治であつて、仁徳を以て各地方を治めてをつたことになり、元來弱者であつた賴朝の家來が皆朝廷と相並んで仁徳ある王者であると云ふ結論になつて來はしないかと思はれる（鎌倉時代には文字の用例亂れてをるから、こんな例もあると云つて仕舞へば無論それ迄の事だけれども）。

因に本研究は加藤博士に負ふ所あり特に茲に附記す

古語拾遺の諸異本に檢校を「しる」と訓ませて臣下に用ひたる一例

自此而後、諸國貢調年盈溢、更立大藏、令蘇我麻智宿稱檢校三藏